

不利益処分

処分名	保険料滞納の場合の一時差止め及び保険税への充当
根拠法令	国民健康保険法第63条の2
所管課	国保年金課（名瀬） 市民福祉課（住用） 市民課（笠利）

1 処分基準

(1) 処分の内容

保険給付等の全部又は一部の一時差止め及び滞納保険税への充当

(2) 処分の要件

災害等の特別な理由がなく，国民健康保険税の納期限から1年6月経過後も納付が確認できない場合に一時差止通知を行った後に保険給付を差し止める。

一時差止通知後も国民健康保険税を納付しない場合については，保険給付相当額から，滞納保険税を控除することができる。（被保険者にあらかじめ通知する。）